

精神科臨床薬学研究会会則

2005年8月1日

第1章 名称および事務局

(名称)

第1条 本会は精神科臨床薬学研究会と称する。

(事務局)

第2条 本会は当面の間、事務局を、株式会社青海社(〒113-0031 東京都文京区根津1丁目4-4)に置く。

事務局は幹事会の指示を受けて本会の事務を執り行う。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、精神科医療に携わる薬剤師の専門性向上、および薬剤師の立場からの研究・情報発信により、精神科医療の向上ならびに患者の社会復帰・社会参加に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1) 研修会、講演会の開催
- (2) 会員同士による薬剤師業務に関する情報交換、相互の経験交流、技術的研鑽。
- (3) 精神障害者の社会復帰・社会参加促進に賛同する団体、期間、個人と連携して、それを推進すること。
- (4) その他、必要な事業

第3章 構成と会員

(構成と会員)

第5条 本会は上記の目的に賛同するもので、入会を希望する者を会員として構成する。

第6条 会員の会費は別途定める。

第7条 指定された会費納入期限までに会費を納入しない会員は自動的に会員資格を失う。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は以下の事由によりその資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 会費滞納
- (3) 死亡、失踪宣言
- (4) 除名

第9条 会員が本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあったときは、代表幹事が幹事会の議決を経てこれを除名することが出来る。

第4章 役員

(役員)

第10条 本会には次の役員を置く。

代表幹事	1名
副代表幹事	2名
幹事	14名
会計	1名(幹事との兼職)
会計監事	1名(幹事との兼職)

(代表幹事)

第11条 代表幹事は幹事会で選出する。代表幹事は本会の会務を司る。

(副代表幹事)

第12条 副代表幹事は幹事の中から自薦あるいは他薦により、幹事会の決定にもとづいて選出される。副代表幹事は本会の運営を円滑にし、会務に関して代表幹事を補佐する。

(幹事)

第13条 幹事は当分の間本会発起人を待って構成し、幹事会の決定により追加する。幹事は本会の会務を司る。

(会計)

第14条 会計は本会の会計事務を担当する。

(会計監事)

第15条 会計監事は幹事会で選出する。会計監事は本会の会計を監査する。

(任期)

第16条 役員任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 会議

(幹事会)

第17条 本会は当面幹事により構成される幹事会を決定機関とする。幹事会は必要であれば、適宜各種委員会を設けることができる。

第18条 代表幹事は年1回以上の幹事会を招集するものとする。

第19条 幹事会に出席できない幹事は、出席する幹事に意見や賛否を委任することができる。

第20条 幹事の1/3以上の要請があったとき、代表幹事は幹事会を招集しなければならない。

第21条 幹事会は、幹事の1/3以上が出席しなければ、議決することができない。

但し、当該議事についてあらかじめ意思を表明したものは出席とみなす。

第22条 会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。

第6章 顧問

(顧問)

第23条 本会は若干名の顧問を置くことができる。

第24条 顧問はこれまでの知識、経験を生かして、本会の運営に関して助言・指導を行う。

第7章 会計・会費

(会計)

第25条 本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

第26条 本会の運営に関する経費は会費および寄付金その他の収入をもってあてる。

第27条 本会の会計は会計および事務局が行い、収支報告を幹事会にすることとする。

(会費)

第28条 本会の会費は年3,000円とする。

第29条 会費の変更は幹事会の議決をもって決する。

第8章 解散

(解散)

第30条 本会は会員の過半数の賛同を得たときに解散する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第31条 本会の定款は幹事会の過半数の賛同によって一部変更することができる。

第10章 付則

(付則)

第32条 本会の定款は2005年8月1日より施行する。

2006年8月19日に一部改定。

2007年4月1日に一部改定。

2008年4月1日に一部改定。

2009年10月1日に一部改定。

2011年4月1日に一部改定。

2013年4月1日に一部改定。

2015年4月1日に一部改訂。

2020年8月1日に一部改訂。